

福生市マンション管理適正化推進計画

「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 149 号。以下「法」という。）第 3 条の 2 第 1 項に基づき、マンションの管理の適正化を図るための基本的な方針（令和 3 年国土交通省告示第 1286 号。以下「基本方針」という。）の下、福生市マンション管理適正化推進計画を次のとおり定めます。

1 マンションの管理の適正化に関する目標

「福生市住宅マスタープラン」（以下「住宅マスタープラン」という。）で示す将来像を実現するために掲げた施策の方向性を踏まえ、マンション管理の重要性や方法等について普及啓発を図るとともに、専門家等と連携して適切に助言、指導その他の支援を行い、管理組合による自主的かつ適正な維持管理を推進していきます。

2 マンションの管理の状況を把握するために市が講ずる措置に関する事項

1 に掲げる目標を達成するため、登記等に基づき、所在や棟数等の基本情報の収集に努めます。

また、「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」（平成 31 年東京都条例第 30 号）に基づき実施する管理状況届出制度を活用しつつ、市内全域のマンションの所在及び管理の状況について、実態把握を進めることを検討します。

3 管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針に関する事項

本市における法第 3 条の 2 第 2 項第 4 号に基づくマンション管理適正化指針は、「東京におけるマンションの管理の適正化に関する指針」（令和元年東京都告示第 648 号）を準用するものとします。

4 マンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項

法に基づき、マンション管理計画認定制度に関する事務を実施します。また、必要に応じて、マンション管理適正化指針に即し、助言・指導等を行います。

その他、住宅マスタープランで示す施策の方向性を踏まえ、関係団体と連携し、マンションの管理の適正化を推進するための施策を実施します。

なお、法第 5 条の 4 に基づき管理計画を認定する際の基準及び法第 5 条の 2 により助言・指導及び勧告を行う場合の判断の基準は、基本方針で定めるものと同様の内容とします。

5 マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項

マンションの管理の適正化に取り組む管理組合等を支援するため、住宅マスタープランで示した施策の方向性を踏まえ、各管理組合等のマンション管理状況に応じて、適切な手法や媒体を活用し、必要な情報提供を行います。

6 計画期間

本計画の期間は、令和5年10月1日から令和7年3月31日までとします。